「懲戒処分等の指針」の一部改正について

教育総務課

1 改正の理由

教職員によるわいせつな行為等による懲戒処分が後を絶たないことは大変憂慮すべき状況であり、これら非違行為は、児童生徒や保護者をはじめ、社会全体に大きな影響を及ぼす悪質な行為であり、絶対に許されるものではない。

そこで、公務外においても特に高い倫理観を求められる教育に携わる公務員としての自覚に立ち、わいせつな行為等による非違行為の根絶を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 公務外非行のわいせつな行為関係の厳罰化

痴漢行為、盗撮行為、ストーカー行為等をした職員に対する標準量定に、免職を加える。

項目	行為等の態様	改正後	現 行
淫行	18 歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職	同左
わいせつ 行為	(1)強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又 はわいせつ目的を持って体に触れる等の 行為をした職員	免職、停職又 は減給	同左
	(2)公共の場所等において痴漢行為若しく は盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそ かにのぞき見した職員	免職、 停職又 は減給	停職又は減給
ストーカ 一行為	(1)ストーカー行為をした職員	停職、 減給又 は戒告	減給又は戒告
	(2)(1)において、ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をした職員、又はストーカー行為をしたことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させる等の悪質なストーカー行為をした職員	免職又は 停職	停職 <u>又は減給</u>

注 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることを いう。

(2) 他の任命権者との権衡

事務局及び教育機関の事務職員等に係る処分の決定に当たっては、職務内容等により、他の任命権者との権衡についても考慮する。

(3) その他

「2 一般服務関係」

人事院指針(平成20年4月1日改正)に準拠し、次のとおり改正する。

項目	行為等の態様	標準量定	現行
職場内秩序	(1)他の職員に対する暴行により職場の	停職又は減給	
びん乱	秩序を乱した職員		
	(2)他の職員に対する暴言により職場の	減給又は戒告	「上司等」
	秩序を乱した職員		

3 適用日

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に処分事由となる非違行為があった事案を対象とする。

懲戒処分等の指針 新旧対照表

改 正 案

現 行

第1 基本事項

(略)

このため、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる 量定以外とすることもあり得ます。<u>また、</u>標準例に掲げられ ていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得る ものであり、それらについては、標準例に掲げる取扱いを参 考としつつ判断します。

過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、 再び同様の非違行為を行った場合、又は服務上の事故報告を 怠り若しくは遅延した場合は、量定を加重します。

なお、事務局及び教育機関の事務職員等に係る処分の量定 の決定に当たっては、職務内容等により、他の任命権者との 権衡についても考慮します。

第3 標準例

2 一般服務関係

項目	行為等の態様	標準量定
職場内秩序びん乱	(1) <u>他の職員</u> に対する暴行によ り職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	(2) <u>他の職員</u> に対する暴言によ り職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告

第1 基本事項

(略)

このため、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる 量定以外とすることもあり得ます。

<u>なお、</u>標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、それらについては、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断します。

<u>また、</u>過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合、又は服務上の事故報告を怠り若しくは遅延した場合は、量定を加重します。

第3 標準例

2 一般服務関係

項目	行為等の態様	標準量定
職場内秩序びん乱	(1) <u>上司等</u> に対する暴行により 職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	(2) <u>上司等</u> に対する暴言により 職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告

改正案

現 行

4 公務外非行関係

, , , , , , ,	1
行為等の態様	標準量定
(2)公共の場所等において痴漢行為	
若しくは盗撮行為を行い、又は人の	<u>免職、</u> 停職
住居等をひそかにのぞき見した職	又は減給
員	
(1)ストーカー行為をした職員	停職、減給
	又は戒告
(2)(1)において、ストーカー規制法	
に基づく警察による警告を受けた	
にもかかわらず、なおストーカー行	
為をした職員 <u>、又はストーカー行為</u>	免職又は停
<u>をしたことにより相手を強度の心</u>	職
的ストレスの重積による精神疾患	
に罹患させる等の悪質なストーカ	
<u>一行為をした職員</u>	
	(2)公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見した職員 (1)ストーカー行為をした職員 (2)(1)において、ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をした職員、又はストーカー行為をした職員、又はストーカー行為をしたことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させる等の悪質なストーカ

<u>注 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を</u> 反復してすることをいう。

4 公務外非行関係

項目	行為等の態様	標準量定
わいせつ	(2)公共の場所等において痴漢行	
行為	為若しくは盗撮行為を行い、又は	停職又は減
	人の住居等をひそかにのぞき見し	給
	た職員	
ストーカ	(1)ストーカー行為をした職員	減給又は戒
一行為		告
	(2)(1)において、ストーカー規制	
	法に基づく警察による警告を受け	停職 <u>又は減</u>
	たにもかかわらず、なおストーカ	<u>給</u>
	一行為をした職員	